

会議の名称	第55回座間市個人情報保護審査会会議録
開催日時	平成30年11月2日(金) 14時00分～15時00分
開催場所	市役所5階 5-2会議室
出席者	(委員) 長田委員、齋藤委員、曾根委員、谷口委員
	(事務局) 白井文書法制課長、久保情報公開係長、田口主任
	(実施機関) 大矢消防総務課長、三本警防係長、遠藤主査

公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開	傍聴人	0人
議題	1 会長及び副会長の選任 2 諮問事項 ア 諮問番号71「小型無人航空機搭載カメラ撮影に関する事務」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人以外からの個人情報の収集並びに個人情報の取扱目的以外の目的のための利用及び提供</li> <li>・ 本人通知の省略</li> </ul> イ 諮問番号72「個人情報の収集における個別に諮問することを必要としない類型について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の収集における個別に審査会に諮問することを必要としない類型化</li> </ul> 3 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第8条第3項の規定に基づく報告事項(新規、変更)</li> </ul>		
資料の名称	第55回個人情報保護審査会資料		
会議の結果	1 会長及び副会長の選任 会長は長田委員、副会長は齋藤委員に決定。 2 諮問事項 ア 諮問番号71、イ 諮問番号72 各諮問内容を適当なものと認める。 3 報告事項 条例第8条第3項の規定に基づき報告された案件について、意見はない。		
会議の内容	(事務局：白井) ただいまより、個人情報保護審査会を開催させていただきます。 本日は、山口委員が欠席でございますが、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、座間市個人情報保護条例第51条第2項の規定により、会議が成立することを御報告します。 本日は、新しい任期での初めての審査会ですので、会長と副会長の選任に移		

らせていただきます。

※個人情報保護条例第50条第1項及び情報公開条例第25条第1項「審査会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。」

委員から自薦、他薦がなかったため、事務局案を提示。採決の結果、委員全員一致で承認。

それでは、長田委員が会長に、齋藤委員が副会長に就任していただくことで決定しました。

会長、副会長の御挨拶をお願いします。

《会長、副会長の挨拶》

ありがとうございました。

これから審議に移ります。諮問に係る担当課の職員を入室させます。

《実施機関職員入室》

個人情報保護条例第51条第1項の規定により、会長に議長をお願いします。

(会長) それでは、議事進行について、各委員の御協力をお願いします。まず諮問事項アについて、事務局から説明をお願いします。

諮問事項ア

《事務局説明及び実施機関職員による補足説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

なければ、私から質問します。ドローン（小型無人航空機）は1台で運用するのでしょうか。

(実施機関：三本) 2台で運用します。

(会長) 諮問書の項目3にシティプロモーション等への使用と記載がありますが、どのような想定をしているのでしょうか。

(事務局：白井) 想定されるシティプロモーションとして、ひまわりまつり等での使用が考えられます。

具体的にはひまわりまつりの会場で不特定多数の観光客を空撮し、その後ホームページ等に掲載する等の使用方法です。

(会長) 不特定多数の容姿を撮影したデータの取扱いについて、定めはないのでしょうか。

(事務局：白井) データの管理については、要綱で定めています。

この要綱は、データの管理方法を定めているもので、使用用途については定めていません。

不特定多数の容姿が写り込むことについては、広報と同様に事前にアナウンスするなどの運用が想定されます。

(曾根委員) 運用するドローン(小型無人航空機)はどの程度の重量を搭載可能でしょうか。

(実施機関:三本) 運用するドローン(小型無人航空機)は物を搭載することができない仕様となっています。

(谷口委員) ドローン(小型無人航空機)を運用する上で、安全性については、重要なことだと考えています。

方が一の際に市民に対して補償する体制を構築しなければならない中で、どのような保険に加入していますか。

(実施機関:三本) 消防業務賠償責任保険に加入することにより、市民に対して保証する体制を整えています。

(谷口委員) 日々の操縦のトレーニングはどのようなことをしているのですか。

(実施機関:三本) 操縦について、国土交通省へ飛行許可を申請する際に10時間以上の訓練が必要です。

操縦を担当する職員は、このほかに、昨年2月から毎日の飛行訓練をしています。

(会長) ほかに質問、意見はありませんか。

ないようですので、ここで採決を行います。

諮問事項アについて、本人以外からの個人情報の収集について相当な理由があると認めてよろしいでしょうか。また、併せて本人通知を省略してよろしいでしょうか。

諮問内容に賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

ありがとうございました。

(事務局:久保) 会長。

(会長) 事務局どうぞ。

(事務局:久保) 本日欠席の山口委員から、諮問を可とする旨の書面をいただいていますので、提出させていただきます。

(会長) それでは、山口委員も含め、挙手全員ですので、本件について、本人以外からの個人情報の収集について相当な理由があると認めます。

また、併せて本人通知を省略してよいものとします。

諮問事項アについては、以上とします。

《実施機関職員退室》

続いて、諮問事項イについて、事務局から説明をお願いします。

諮問事項イ

《事務局説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

(各委員) なし。

(会長) ないようですので、ここで採決を行います。

諮問事項イについて、条例第9条第2項第6号の運用として、個人情報の収集における個別に審査会に諮問することを必要としないものと認めてよろしいでしょうか。

諮問内容に賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

ありがとうございました。

この諮問事項についても、欠席の山口委員は可とされています。

よって、挙手全員ですので、個人情報の収集における個別に審査会を諮問することを必要としないものと認めます。

諮問事項イについては、以上とします。

本日の諮問事項は以上です。

続いて、答申書について事務局からお願いします。

(事務局：久保) ただいまから本日の諮問事項に対する答申書案をお配りします。

確認いただいた後、内容について御了承いただけましたら、会長に署名をお願いします。

《事務局が答申案の配布》

(会長) それでは、答申案について、御了承いただける方は挙手をお願いします。

《挙手全員》

挙手全員ですので、答申書を了承したものとします。

《会長が答申書に署名》

(事務局：久保) ありがとうございました。

答申書について、事務局からは以上です。

(会長) それでは、報告事項アの審議に移ります。条例第8条第3項の規定に基づく報告事項（新規）について、事務局からお願いします。

**報告事項ア**

《事務局説明》

(会長) ただいまの報告事項について、質問、意見がある方はどうぞ。

(各委員) なし。

(会長) ないようですので、当審査会からの意見はないということにします。

報告事項アについては以上とします。次に、報告事項イの審議に移ります。

条例第8条第3項の規定に基づく報告事項（変更）について、事務局からお願いします。

**報告事項イ**

《事務局説明》

（会長）ただいまの報告事項について、質問、意見がある方はどうぞ。

（曾根委員）長期欠席児童生徒の教育相談に関する事務について、相談内容の連携をよく耳にします。

連携は円滑になるのでしょうか。

（事務局：白井）従前では何かあった際に連携する体制ということでしたが、現在では各関係機関が集まって会議し、相談内容を共有する体制となったとのことです。

従前よりは連携が上手くいくのではないかと考えているとのことです。

（会長）ほかに質問、意見はありますか。

（各委員）なし。

（会長）ないようですので、当審査会からの意見はないということにします。

報告事項イについては以上とします。それでは、審査事項については全て終了しましたので、会議の進行を事務局にお返しします。

（事務局：白井）全ての事項につきまして、円滑に御審議いただき、ありがとうございました。次回の個人情報保護審査会は2月の開催予定です。

以上で、第55回座間市個人情報保護審査会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

## 報告事項ア

## 個人情報取扱事務登録簿の新規登録（条例第8条第3項）報告事案

(別表1)

連番	登録担当課	登録理由	登録番号	事務の名称	登録年月日	取扱開始日	収集先	本人以外からの収集の根拠	個人情報を取り扱う目的	利用、提供先	利用、提供項目
1	介護保険課	新規開始	0607-192	座間市介護人材育成事業の実施に係る事務	平成30年5月1日	平成30年5月21日	本人		研修受講者を把握し、研修修了証を発行するため。 更新研修や介護事業の案内を送付する際に、送付先の選別を行うため。		
2	介護保険課	新規開始	0607-193	座間市訪問型サービスAの利用に係る事務	平成30年6月1日	平成30年6月15日	本人		サービス提供に従事する者が、契約書で定める要件（市が行う研修の修了者であること。）を満たす者であることを確認するため。		
3	障がい福祉課	新規開始	0702-169	（仮称）座間市自殺対策計画推進意見交換会	平成30年10月1日	平成30年10月1日	本人		（仮称）座間市自殺対策計画推進意見交換会出席委員への報償費支払いのため。		
4	子ども政策課	新規開始	1001-011	乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実態調査	平成30年8月13日	平成30年9月3日	本人、市民税課、固定資産税課、戸籍住民課、健康づくり課、医療課、国保年金課、介護保険課、障がい福祉課、生活援護課、子ども育成課、保育課、教育総務課、学校教育課、教育指導課、広聴人権課	法令	乳幼児及び児童の安全確認のため。	座間市要保護児童対策地域協議会、神奈川県	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、続柄、健康状態、病歴、障がい、身体状況、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、学業、学歴、職業、職歴、公的扶助
5	職員課	報告事項イ連番3からの分割（報告事項イ連番1、2と関連）	0302-131	児童手当の支給事務	平成30年6月1日	平成30年6月1日	本人 市民税課	法令	受給資格の有無、児童手当の額の審査をするため。		

## 報告事項イ

## 個人情報取扱事務登録簿の変更登録（条例第8条第3項）報告事案

(別表2)

連番	登録担当課	主な変更理由	登録番号	事務の名称	変更年月日	変更等箇所	説明
1	市民税課	利用先の追加 (報告事項ア連番5との関連)	0204-101	市県民税課税事務	平成30年6月1日	個人情報の他課等の利用	職員課の児童手当の支給事務において、宛名端末機により課税状況を照会できるようにするため
2	市民税課	利用先の追加 (報告事項ア連番5との関連)	0204-104	市県民税、税額変更に伴う処理事務	平成30年6月1日	個人情報の他課等の利用	職員課の児童手当の支給事務において、宛名端末機により課税状況を照会できるようにするため
3	職員課	報告事項ア連番5の分割	0302-102	給与事務	平成30年6月1日	個人情報取扱事務根拠法令等、個人情報の他課等の利用、使用する主な個人情報ファイル	子育て世帯臨時特例給付金給付事務が終了したことにより、事務担当課である福祉長寿課が個人情報を利用しなくなったことによる
4	戸籍住民課	利用先の追加 (報告事項イ連番5との関連)	0402-106	戸籍の附票の作成事務	平成30年6月11日	個人情報の他課等の利用	平成31年2月に実施する住居表示実施において、対象区域に本籍地及び住所を有する者を事務担当課である都市計画課が収集することによる
5	都市計画課	個人の類型、個人情報の項目 (報告事項イ連番4との関連)	0801-120	住居表示整備事業実施事務	平成30年6月11日	個人の類型、取り扱う目的、個人情報の項目名、個人情報の提供	平成31年2月に実施する住居表示実施において、対象区域に住所を有する者を把握し、現況調査を行うことによる
6	学校教育課	利用先の追加	4102-109	学齢簿編成及び整備保管に関する事務	平成30年9月1日	電子計算処理の有無、個人情報の他課等の利用、使用する主な個人情報ファイル	次世代育成支援相談業務の強化のため、学齢簿に記載されている個人情報を法令に基づき、利用させることとなったことによる
7	教育指導課	利用先の追加	4103-210	長期欠席児童生徒の教育相談に関する事務	平成30年9月1日	個人情報の項目名、個人情報の他課等の利用	次世代育成支援相談業務の強化のため、長期欠席児童生徒の個人情報を法令に基づき、利用させることとなったことによる。併せて登録簿の見直しを行い、学齢簿編成及び整備保管に関する事務、生活保護に関する事務、児童手当の支給事務についても法令に基づき、利用させることとなったことによる
8	生涯学習課	収集方法の変更 (報告事項イ連番9との関連)	4104-703	公民館利用受付事務	平成30年4月1日	個人情報取扱事務名称及び根拠法令、個人の類型、取り扱う目的、個人情報の収集、使用する主な個人情報ファイル	座間市立公民館条例及び施行規則の改正に伴う登録簿の見直しによる追加及び変更
9	生涯学習課	収集方法の変更 (報告事項イ連番8との関連)	4104-704	公民館の利用団体の登録	平成30年4月1日	個人情報取扱事務根拠法令、個人の類型、取り扱う目的、個人情報の収集、個人情報の提供、使用する主な個人情報ファイル	座間市立公民館条例及び施行規則の改正に伴う登録簿の見直しによる追加及び変更
10	福祉長寿課	事業名の変更	0701-124	座間市認知症高齢者等見守りネットワーク事業	平成30年7月23日	個人情報取扱事務名称及び根拠法令、個人の類型、取り扱う目的、使用する主な個人情報ファイル	神奈川県徘徊高齢者SOSネットワークの名称変更に伴い、事務登録簿の名称等を変更することによる
11	生活援護課	収集、提供先の追加	0705-108	生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業に関する事務	平成30年8月1日	個人情報の収集、個人情報の提供、使用する主な個人情報ファイル	生活援護課窓口において、つなぐシートを使用して相談者の生活状況等を把握し、必要に応じて支援又は担当課へ案内することによる